平成14年(行ケ)第484号 審決取消請求事件(平成15年11月26日ロ頭 弁論終結)

> 判 決 株式会社堀場製作所 訴訟代理人弁護士 郁 畑 夫彦平二 池 裕 同 茂 木 鉄 同 英 同復代理人弁護士 藤 本 英 夫 藤 本 訴訟代理人弁理士 特許庁長官 今井康夫 指定代理人 原 河 正 後大高 千恵子 藤 同 克泰 野 同 人 史 橋 同 久三 宮 Ш 成 同 伊 男 同 藤

主 文 原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

第1 請求

特許庁が不服2001-859号事件について平成14年8月5日にした審決を取り消す。

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告は、平成6年7月2日、発明の名称を「蛍光X線分析装置」とする特許 出願(特願平6-173546号、以下「本件特許出願」という。)をしたが、拒 絶査定を受けたので、これに対する不服の審判の請求をした。

特許庁は、同請求を不服2001-859号事件として審理した上、平成14年8月5日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同月26日、原告に送達された。

2 本件特許出願の願書に添付した明細書(平成12年8月25日付け手続補正書による補正後のもの。以下「本件明細書」という。)の特許請求の範囲の請求項1の記載

X線発生機によって発せられる一次X線を細く絞ってX線照射領域まで導き、このX線照射領域に設けられるX線遮蔽壁に開設された開口部を通して一次X線を試料ステージ上の試料に照射し、そのとき生ずる蛍光X線をX線検出器によって検出するようにした蛍光X線分析装置において、前記開口部にX線の吸収率が低い樹脂膜を張設して、X線検出器側の第一空間と試料ステージ側の第二空間とに区分し、第一空間を真空状態にする一方、第二空間を大気圧状態にしたことを特徴とする蛍光X線分析装置。

(以下「本願発明」という。)

3 審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、本願発明は、実願昭61-86744号(実開昭62-197057号)のマイクロフィルム(甲5、以下「刊行物1」という。)記載の発明(以下「刊行物発明1」という。)及び実願平1-32369号(実開平2-124537号)のマイクロフィルム(甲6、以下「刊行物2」という。)記載の発明(以下「刊行物発明2」という。)に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないとした。第3原告主張の審決取消事由

審決は、本願発明と刊行物発明1との一致点の認定を誤り(取消事由1)、本願発明と刊行物発明1との相違点についての判断を誤り(取消事由2、3)、本願発明の顕著な作用効果を看過した(取消事由4)ものであるから、違法として取り消されるべきである。

1 取消事由 1 (本願発明と刊行物発明 1 との一致点の認定の誤り)

(1) 審決は、本願発明と刊行物発明1は、「X線発生機によって発せられる一次X線をX線照射領域まで導き、X線照射領域に設けられるX線遮蔽壁に開設され

た開口部を通して一次 X線を試料ステージ上の試料に照射し、そのとき生ずる蛍光 X線を X線検出器によって検出するようにした蛍光 X線分析装置において、前記開口部に X線の吸収率が低い樹脂製窓材を張設して、 X線検出器側の第一空間と試料ステージ側の第二空間とに区分し、第一空間を真空状態にする一方、第二空間を大気圧状態にした蛍光 X線分析装置」(審決謄本 3 頁(一致点))である点で一致すると認定した。しかしながら、上記一致点の認定は、本願発明の「開口部」、「樹脂関」と刊行物発明 1 の「窓」、「窓材」の技術的意義の認定を誤り、この誤った。これである。

- (2) 刊行物 1 (甲5) 記載の「窓」はその機能及び大きさにおいて、本願発明の「開口部」とは、その技術的意義が異なる。本願発明の「開口部」は、細く絞った X線を試料解析部分に導くことに重点が置かれているのに対して、刊行物 1 記載の「窓」は、分光室を試料位置と遮断することを目的とする点で相違する。
- また、試料中の元素の分布状態をも測定対象とした本願発明においては、測定試料に比して面積の相当小さなものが予定されていると解すべきであるのに対して、刊行物発明1においては、測定対象は試料全体に含まれる元素であり、その「試料設定位置に相当する部分」に設けられる「窓」の大きさは、試料全域相の「開口部」は、「樹脂膜」が張設されたものである点で相違する。本願発明の「開口部」は、「樹脂膜」が張設されたものであることは請求項1に明確に記載されており、「樹脂膜」の真空状態と大気圧の圧力ることは請求項1に明確に記載されており、「樹脂膜」の真空状態と大気圧の正力をに対する強度から、その大きさが小さなものが予定されている、請求に対する強度から、その大きさが小さなものが予定された「窓」の語は、甲1、「採光または通風の目的で、壁または屋根にあけた開口部」(広辞苑第5版、甲1、4)を意味する。すなわち、窓とは、開口部という概念に属するとして用いる概念であり、本願発明の開口部とは相違する。
- (3) 刊行物1(甲5)記載の「有機高分子物質」は、予定された「窓」の大きさである試料全域に相当する大きさ及び大気圧と真空領域を隔てる用途にかなう強度を有するものを指すと解すべきであり、刊行物1記載の「窓材」に上記のような技術的意義が認められる以上、本願発明の「樹脂膜」が、その材料の共通性のみに基づき「樹脂製窓材」として刊行物1記載の「窓材」の概念に包含されるとした審決の認定は、誤りである。本願発明の「開口部」と刊行物1記載の「窓」を同視できない以上、本願発明の「樹脂膜」が刊行物1記載の「窓材」の概念に包含されるとすべきではなく、本願発明の「開口部」と刊行物1の「窓」との間に相当関係はない。
- 2 取消事由2 (本願発明と刊行物発明1との相違点1についての判断の誤り) (1) 審決は、本願発明と刊行物発明1の相違点1として認定した、「X線発生機によって発せられる一次X線をX線照射領域まで導く段階で、本願発明では、一次X線を細く絞っていない点」(審決謄本3頁(相違点1))について、「蛍光X線分析の技術分野において、一次X線をX線照射領域まで導く段階で、一次X線を細く絞ることは、刊行物2(注、甲6)にも記載されているように、試料の微小部分のX線解析やX線分析を行うために、本願出願前から知られていることであって、必要に応じ適宜なし得る」(同(相違点1について))と判断したが、誤りである。 (2) 確かに、一次X線をX線照射領域まで導く段階で、一次X線を細く絞る構
- (2)確かに、一次 X 線を X 線照射領域まで導く段階で、一次 X 線を細く絞る構成は公知の技術ではあるが、刊行物発明 1 は、試料 S 全体にどのような元素がどれくらいの量含まれているかを分析するものであって、粉末試料の測定においてその破壊、飛散を防ぐこと、及び試料交換の際の測定効率を専らの課題とするものであり、本願発明のように従来装置の測定精度の向上を目的としたものではない。したがって、微小部分や分布状態を測定するという発想はなく、かえって、刊行物発明1において「一次 X 線を細く絞る」と、試料全体にどのような元素がどれくらいの量含まれているかを分析することができず、その目的を達成できないから、当業者が、刊行物発明 1 に、微小部分の高精度測定という逆方向あるいは別方向の課題をが、刊行物発明 1 に、微小部分の高精度測定という逆方向あるいは別方向の課題を入し、「一次 X 線を細く絞る」という組合せに想到することは容易とはいえない。
- 3 取消事由3(本願発明と刊行物発明1との相違点2についての判断の誤り) (1)審決は、本願発明と刊行物発明1との相違点2として認定した、「開口部 に張設される樹脂製窓材として、本願発明では、『樹脂膜』を使用するのに対し、 刊行物1記載の発明では、樹脂製窓材が『膜』を使用しているかどうかについて記

載されていない点」(審決謄本3頁(相違点2))について,「その両側に圧力差のある,刊行物1における窓(開口部)に張設される窓材に要求される強度は,開口部が小さいほど,大きな強度の窓材は要求されないから,窓に張設する樹脂製窓材を,樹脂(有機高分子物質)材料の普通に見られる形態である『膜』で構成するようなことも,当業者が容易に設計できる範囲内の事項である」(同3頁~4頁(相違点2について))と判断したが,誤りである。

(2) 刊行物発明1は, 試料全体にどのような元素が含まれているかを分析するものであって, 一次X線は試料Sのほぼ全体に照射され, 分光室の室壁の試料設定位置に相当する部分に設けられた「窓」の面積が比較的大となるから, 窓材とした。 真空と大気圧との圧力差により, 膜が上方へと大きくたわみ, つつ, 破れやすくなり, しかも, 一次X線, 蛍光X線が通過する空気層が厚くなるとので、破れやすくなり, しかも, 一次X線, 蛍光X線が通過する空気層が厚くなるとので、 一次X線, 蛍光X線が吸収され, 軽元素を確実に検出することができなくなるという欠陥が生ずる。また, 刊行物発明1では, 測定待機中は真空状態が解除され, の次にが、であり、をであり、あえて「膜」を用いることは逆に重大な欠陥が生じることとなる。したであり、あえて「膜」を用いることは逆に重大な欠陥が生じることとなる。して、刊行物発明1の「板」を「膜」に置き換えることは、当業者が容易に想到し得るものではない。

さらに、刊行物発明1の課題及び効果からすれば、測定効率の向上という課題の観点からも、粉体試料による汚染を防ぐという課題からも、窓材の厚みの薄い方が好ましいことが自明ということはなく、逆に、圧力差のある環境下において、繰り返される急激な圧力変化に耐える必要があること、上記圧力変化に耐え切れない場合には窓材が破れて粉末試料が大量に真空室内に引き込まれるおそれがあることを考慮すると、粉末試料の侵入を防ぐのに十分な強度のある「窓材」が刊行物発明1には求められ、「膜」で構成するという発想には容易に想到し得ない。当業者は、「膜」を用いる場合、比較的煩雑な交換が必要であると認識するが、刊行物発明1は、本願発明のように、比較的頻繁に交換すべき「膜」の使用を予定していない。

- 4 取消事由4 (本願発明の顕著な作用効果の看過)
- (1) 審決は、「本願発明の効果は、前記刊行物1及び刊行物2に記載されたものから、当業者が予測できる程度のものであって、格別のものとは認められない」(審決謄本4頁第2段落)と判断したが、本願発明の顕著な作用効果を看過したものであり、誤りである。
- (2) 本願発明では、X線透過部に膜を用いているにもかかわらず、一次X線を細く絞っているので、開口部の面積を小さくでき、膜の変形や破損を少なくできるとともに、この開口部に張設される膜の変形(たわみ量)を小さく抑制でき、その結果、膜の変形(たわみ量)に起因するX線吸収量の変動がなくなるので、一次X線、蛍光X線の吸収が極めて少なく、蛍光X線エネルギーの低い軽元素であっても確実に検出でき、測定誤差なく、測定することができるといった優れた効果が得られる。また、本願発明では、一次X線を細く絞るものでありながら、真空状態にある第一空間において細く絞られるのであり、X線を細く絞る手段に大気中のじんあいや粉末試料が付着することがなく、付着したじんあいや粉末試料により測定精度が低下するおそれはない。
- (3) 本願発明によれば、一次 X 線を細く絞り、試料の微小な X 線照射部位において、十分大きなパワーで照射することができるから、試料中に含まれる元素及びその量のみならず、その分布状態を、精度よく調べることができる。そして、本願発明は、「試料中に含まれる元素およびその量やその分布状態を調べるのに用いられる蛍光 X 線分析装置に関する」(本件明細書〔甲3〕の段落【0001】)ものであって、分布状態の測定にその効果が限定されるものではないが、分布状態の測定をもその効果に含んでいる。本願発明に係る請求項1は、「試料ステージ上の試をもその効果に含んでいる。本願発明に係る請求項1は、「試料ステージ上の試料」との構成を有しており、請求項1中にX、Y、Z軸方向の駆動機構の限定はないものの、出願当時の技術常識をもってすれば、そこに、X、Y、Z軸方向に可動な試料ステージが示されている(段落【0012】)。
- (4) 本願発明を利用した原告製品は、この種の多品種少量生産製品としては珍しく152台もの販売実績を有している。このような商業的成功は、本願発明が顕著な作用効果を有するものとして市場に受け入れられていること、競業者においては本願発明と同様の技術を発想、具体化することが容易ではなかったことを示すも

のであり、その進歩性を肯定的に推認する間接事実として参酌されるべきである。 第4 被告の反論

審決の認定判断は正当であり、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。

- 1 取消事由1 (本願発明と刊行物発明1との一致点の認定の誤り) について (1) 本願発明のX線照射領域に設けられるX線遮蔽壁に開設され,一次X線を試料ステージ上の試料に照射する機能を有する「開口部」と,刊行物1(甲5)記載の「窓」は,その開設位置及び機能において相違するところはない。本願発明の「開口部」の機能及び大きさについての原告の主張は,実施例の記載に基づくものであり,本願発明に係る請求項1の記載に基づかないものであるから,失当である。
- (2) 本願発明の「開口部」と刊行物1(甲5)記載の「窓」との間には相当関係があるから、本願発明の「開口部」に張設される「樹脂膜」が、「開口部」に張設される「窓材」としての「樹脂製窓材」に当たるとした審決の一致点の認定に誤りはない。
- 2 取消事由2 (本願発明と刊行物発明1との相違点1についての判断の誤り) について

本願発明が、「分布状態」をも調べる蛍光×線分析装置に限定されることを前提とした原告の取消事由2の主張は、本願発明に係る請求項1に記載された事項に基づくものではない。試料の微小部分の×線解析や×線分析を行うという課題があること、また、このような課題の解決のために、×線発生器によって発せられる一次×線をX線照射領域まで導く段階で、一次×線を細く絞る構成を用いることは、刊行物2(甲6)にも記載されているように本件特許出願前から知られているよりにあって、刊行物発明1において、その設計に際し、測定試料の所望される分析領域の大きさなどを考慮し、試料の微小部分の蛍光×線分析を行うために、一次×線を細く絞る構成を採用することは、当業者が必要に応じて適宜採用し得る設計変更である。

3 取消事由3 (本願発明と刊行物発明1との相違点2についての判断の誤り) について

本願発明において,「膜」の比較的頻繁な交換を予定していることについては,本件明細書(甲3)には全く記載されていない。X線の吸収を考慮すれば,「窓材」は厚みの薄い方が好ましいことが自明であるから,刊行物発明1において,真空状態と大気圧状態とを区分する「窓」に張設する「樹脂製窓材」を,樹脂(有機高分子物質)材料の普通に見られる形態である厚みについては薄いものをいう「膜」で構成することは,当業者が容易に設計できる範囲内の事項である。

4 取消事由4 (本願発明の顕著な作用効果の看過) について

- (2) 本願発明によれば、試料中に含まれる元素及びその量のみならず、その分布状態を精度よく調べることができるとの原告の主張は、本願発明に係る請求項1に記載された事項に基づく主張ではない。
- (3)以上のとおり、原告の主張する本願発明の効果は、本願発明に係る請求項 1の記載に基づかないか、又は当業者が予測可能な効果にすぎない。また、商品の 売れ行きは、販売技術や宣伝等、様々な要因によるものであり、その販売実績は、 本願発明の効果や進歩性と直接関係するものではない。

第5 当裁判所の判断

1 取消事由1 (本願発明と刊行物発明1との一致点の認定の誤り)について (1)原告は、刊行物1 (甲5)記載の「窓」はその機能及び大きさにおいて, 本願発明の「開口部」とは、その技術的意義が異なると主張するので、まず, 本項においては、「開口部」の機能及び大きさについて検討すると、本願発明に係る請求を組においては、「開口部」に関し、「X線発生機によって発せられるX線を記憶で、X線照射領域まで導き、このX線照射領域に設けられるX線遮蔽壁に開口部で通して一次X線を試料ステージ上の試料に照射し」、「前記開口が出来の第二空間とに区分し」と規定され、同記載によれば、「開口部」は、試料を扱いの第二空間とに区分し」と規定され、同記載によれば、「開口部」は、試料を扱いの第二空間とに区分するために細く絞られた一次X線を通し、かつ、樹脂度をあずると、と、表別の第一空間と試料ステージ側の第二空間とに区分するもができれば、かられる。そして、本願発明の開口部の大きさは、それ以外に格別規定されているとは認められない。

原告は、本願発明の「開口部」は、細く絞ったX線を試料解析部分に導くことに重点が置かれているのに対して、刊行物1記載の「窓」は、分光室を試料位置と遮断することを目的とする点で相違すると主張する。しかしながら、審決は、「一次X線を細く絞って」いる点については相違点1として検討しており、それ以外の一次X線を試料解析部分に導く点について見ると、刊行物1記載の「窓」も一次X線を試料解析部分に導くことは明らかであり、このことは試料にX線を照射する蛍光X線分析装置である刊行物発明1においても当然必須の事項である。したがって、刊行物1記載の「窓」も、「一次X線を細く絞って」いる点は別として、本願発明の開口部と同様、一次X線を試料解析部分に導くことにおいて相違はない。

原告は、試料中の元素の分布状態をも測定対象とした本願発明においては、測定試料に比して面積の相当小さなものが予定されていると解すべきであるのに対して、刊行物発明1においては、測定対象は試料全体に含まれる元素であり、その「試料設定位置に相当する部分」に設けられる「窓」の大きさは、試料全体にわたって、その微小部分に一次X線を照射し、微小部分をX線分析さは、微小部分を分析するための細く絞られた一次X線を通すことができるものであればよく、分布状態を測定するからといって開口部を必ずしも小さなものとであればよく、分布状態を測定するからといって開口部を必ずしも小さなものとであればよく、分布状態を測定するからといって開口部を必ずしも小さなも解する。

原告は、本願発明の「開口部」は、「樹脂膜」が張設されたものであって、その区分する「第一空間を真空状態にする一方、第二空間を大気圧状態」にすることは請求項1に明確に記載されており、「樹脂膜」の真空状態と大気圧の圧力の記載から論理必然的に導かれると主張するが、そもそも原告が開口部の大きさが記載から論理必然的に導かれると主張するが、そもそも原告が開口部の大き 樹脂に用いられる樹脂の強度、膜厚、真空状態の程度によっては、小さな開口部にても、樹脂膜を「張設して、X線検出器側の第一空間と試料ステージ側の第二空間とに区分し、第一空間を真空状態にする一方、第二空間を大気圧状態」にで部して区分し、第一空間を真空状態にする一方、第二空間を大気圧状態」にで部したは明らかである。したがって、上記請求項1の記載から本願発明の「開口部」は小さなものが予定されていることが論理必然的に導かれるとはいえない。

原告は、刊行物1に用いられた「窓」の語は、「採光または通風の目的で、壁または屋根にあけた開口部」(広辞苑第5版、甲14)を意味するから、開口部という概念に属するとしても、その中で採光又は通風という目的に合致した一定以上の面積を持つものに対して用いられる概念であり、本願発明の開口部とは相違するとも主張するが、「窓」の語が、一般的には上記の意味で使用されるとしても、刊行物1において、「窓」の語は、蛍光×線分析装置において×線を通すために分光室に設けられたものとして使用され、採光又は通風を目的としたものではなく、「開口部」という意味合いで使用されていることが明らかであり、上記主張も理由がない。

以上によれば、本願発明の「開口部」は、刊行物発明1の「窓」に相当 し、両者の技術的意義が異なるということはできない。

- (2) 原告は、刊行物1(甲5)記載の「有機高分子物質」は、予定された「窓」の大きさである試料全域に相当する大きさ及び大気圧と真空領域を隔てる用途にかなう強度を有するものを指すと解すべきであり、刊行物1記載の「窓材」に表記したるは、本願発明の「樹脂膜」が、その材料含を記載とした審決の認定は誤りであると主張する。しかしながら、刊行物1記載ので、本願発明の「開口部」に相当することは、上記説示のとおりである「窓」が本願発明の「開口部」に相当することは、上記説示のとおりである「お」は、窓に張設される部材であるので、本願発明の開口部に張設される「積高分子物質」は、共に窓に張設される「有機高分子物質」は、共に窓に張設される「有機高分子物質」は、共に窓に張設される「有機高分子物質で作成された窓材は、一般的に樹脂製窓材ということができる、本願発明と刊行物発明1が「前記開口部に・・・樹脂製窓材を張設し」(審集の原文に誤りはない)た点で一致するとした案法の認定に誤りはない
- 決3頁(一致点))た点で一致するとした審決の認定に誤りはない。 (3)以上に検討したところによれば、審決のした本願発明と刊行物発明1の一致点の認定に誤りはなく、原告の取消事由1の主張は理由がない。
- 致点の認定に誤りはなく、原告の取消事由1の主張は理由がない。 2 取消事由2 (本願発明と刊行物発明1との相違点1についての判断の誤り) について
- (1) 原告は、刊行物発明1は、試料S全体にどのような元素がどれくらいの量含まれているかを分析するものであって、粉末試料の測定においてその破壊、飛散を防ぐこと、及び試料交換の際の測定効率を専らの課題とするものであり、本願発明のように従来装置の測定精度の向上を目的としたものではないから、微小部分や分布状態を測定するという発想はなく、かえって、刊行物発明1において「一次X線を細く絞る」と、その目的を達成できないから、当業者が、「一次X線を細く絞る」という組合せに想到することは容易とはいえないと主張する。

上記記載によれば、まず、試料をどのように測定するかに関しては、刊行物1には、微小部分を測定する、あるいは分布状態を測定する旨の記載はなく、試料S全体にどのような元素がどれくらいの量含まれているかを分析する旨の記載もなく、単に試料から放射された蛍光×線を分光器で分光し、分光した蛍光×線を検出器で検出し、分析することが記載されている。また、測定対象を粉末に限定する

- (2) 以上によれば、審決のした相違点1の判断に誤りはなく、原告主張の取消 事由2は理由がない。
- 3 取消事由3 (本願発明と刊行物発明1との相違点2についての判断の誤り) について
- (1) 原告は、刊行物発明1は、試料全体にどのような元素が含まれているかを分析するものであって、一次 X 線は試料 S のほぼ全体に照射され、分光室の室壁の試料設定位置に相当する部分に設けられた「窓」の面積が比較的大となるから、窓材として膜を用いると、真空と大気圧との圧力差により、膜は薄いから上方へときくたわみ、かつ、破れやすくなり、しかも、一次 X 線、蛍光 X 線が通過する空気層が厚くなって一次 X 線、蛍光 X 線が吸収され、軽元素を確実に検出することがの音なくなるという欠陥が生じ、また、刊行物発明 1 では、繰り返される急激な圧力変化に耐え得る強度が要求されるから、あえて「膜」を用いることは逆に重大な解析であることとなり、刊行物発明1の「板」を「膜」に置き換えることは、当業者である。

しかしながら、本願発明の「開口部」の大きさは、細く絞られた一次 X線を通すことができればよく、それ以外に格別規定されていないことは上記のとおりであるから、樹脂膜が「開口部」に張設されるとしても、刊行物発明 1 の「窓」の面積の大きさは、阻害要因とはならず、樹脂膜に係る相違点 2 の容易想到性の判断を左右しない。また、本願発明においては、樹脂膜と圧力に関して、「前記開口部に X線の吸収率が低い樹脂膜を張設して、 X線検出器側の第一空間と試料ステージ側の第二空間とに区分し、第一空間を真空状態にする一方、第二空間を大気圧状態にした」と規定されているにすぎず、急激な圧力変化が繰り返されることに関してした」と規定されているにすぎず、急激な圧力変化が繰り返されることに関しては何ら規定されておらず、これが自明な事項であるとも認められないから、窓材の強度に係る原告の主張は、本件明細書(甲3)の記載に基づかないものというほかはなく、失当である。

(2) 原告は、刊行物発明1の課題及び効果からすれば、窓材の厚みの薄い方が好ましいことが自明ということはなく、粉末試料の侵入を防ぐのに十分な強度のある「窓材」が刊行物発明1には求められ、「膜」で構成するという発想には容易に想到し得ないと主張するが、刊行物発明1において、窓材は薄いほど窓材による次X線や測定対象からの蛍光X線の吸収量が減少して、測定精度が向上することは、技術常識からして明らかであるところ、蛍光X線分析装置である以上、測定精度が向上した方が望ましいことも明らかであり、また、強度の点についても、測定精度に用いられる樹脂の強度、膜厚、真空状態の程度によって、樹脂膜を「張設に用いられる樹脂の強度、膜厚、真空状態の程度によって、樹脂膜を「張設に大久に、大線検出器側の第一空間と試料ステージ側の第二空間とに区分し、第一空間を大気圧状態」にできることは上記のとおりである。

さらに、原告は、当業者は、「膜」を用いる場合、比較的煩雑な交換が必要であると認識するところ、刊行物発明1は、本願発明のように、比較的頻繁に交換すべき「膜」の使用を予定していないとも主張するが、本願発明は、「樹脂膜」を構成要件としているものの、その交換に関してはなんら規定しておらず、自明な事項であるとも認められないから、本件明細書(甲3)の記載に基づかない主張というほかはない。

- (3) 以上によれば、審決のした相違点2の判断に誤りはなく、原告の取消事由3の主張は理由がない。
 - 4 取消事由4 (本願発明の顕著な作用効果の看過) について
- (1) 原告は、本願発明では、開口部の面積を小さくでき、膜の変形や破損を少なくできるとともに、この開口部に張設される膜の変形(たわみ量)を小さく抑制でき、一次×線、蛍光×線の吸収が極めて少なく、蛍光×線エネルギーの低い軽元素であっても確実に検出でき、測定誤差なく、測定することができるといった優れた効果が得られると主張する。しかしながら、本願発明の開口部の大きさは、細く絞られた一次×線を通すことができればよく、それ以外に格別規定されていないことは上記のとおりであるから、開口部の面積を小さくできることに基づく効果は、本願発明の構成に基づかないものというほかなく、また、上記のとおり開口部には樹本願発明の構成に基づかないものというほかなく、また、上記のとおり開口部による本願発明の構成が容易に想到し得るものとおり開口による、当業者が当然予測し得るものというべきである。

また、原告は、本願発明では、一次X線を細く絞るものでありながら、真空状態にある第一空間において細く絞られるのであり、X線を細く絞る手段に大にいるいや粉末試料が付着することがなく、付着したじんあいや粉末試料により測定精度が低下するおそれがないと主張する。しかしながら、本願発明においては、一次X線を細く絞ることに関し、「X線発生機によって発せられる一次X線を細く絞ってX線照射領域まで導き」と規定するにすぎず、その具体的構成についれての規定はないから、「X線を細く絞る手段」についての原告の主張は、本願発明の規定はないから、「X線を細く絞る手段」についての原告の主張は、本願発明の構成に基づかないものというほかなく、また、「一次X線を細く絞って」いる点が容易に想到し得るものである以上、その構成から奏される上記効果も当業者が当然予測し得るものというべきである。

- (3) 原告は、本願発明を利用した原告製品の商業的成功を、その進歩性を肯定的に推認する間接事実として参酌されるべきであるとも主張するが、刊行物発明1及び刊行物発明2に基づいて本願発明の構成が容易に想到可能である以上、その構成から奏される効果も当業者であれば当然予測し得るものであることは上記のとおりであり、原告が主張するように本願発明の実施品が商業的に成功したかどうか、あるいは競業者において本願発明と同様の技術を発想、具体化することが難しかったかどうかは、本願発明の進歩性を基礎付けるものではない。
 - (4) したがって、原告の取消事由4の主張も理由がない。
- 5 以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、他に審決を取り 消すべき瑕疵は見当たらない。
- よって, 原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし, 主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 篠 原 勝 美

裁判官 岡 本 岳

裁判官 早 田 尚 貴